議案第59号

逗子市下水道条例の一部改正について

逗子市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和3年11月25日提出

逗子市長 桐ケ谷 覚

逗子市下水道条例の一部を改正する条例

逗子市下水道条例(昭和47年逗子市条例第19号)の一部を次のように改正する。 第11条第3項第2号中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指 定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

別表中「

一般	基本額	8 立方メートルまでの分	5 6 6円
汚水	加算額 1立方メートル	8 立方メートルを超え15立方メートルまで	87円
	につき	の分	
		15立方メートルを超え20立方メートルまで	91円
		の分	
		20立方メートルを超え25立方メートルまで	1 1 0円
		の分	
		25立方メートルを超え30立方メートルまで	1 1 9円
		の分	
		30立方メートルを超え40立方メートルまで	1 2 2円
		の分	
		40立方メートルを超え50立方メートルまで	1 3 2円
		の分	

50立方メートルを超え100立方メートルま	1 4 5円
での分	
100立方メートルを超え500立方メートル	163円
までの分	
500立方メートルを超え5,000立方メート	189円
ルまでの分	
5,000立方メートルを超え10,000立方メー	199円
トルまでの分	
10,000立方メートルを超える分	2 4 3円

」を「

一般	基本額		8 立方メートルまでの分	6 7 9円
汚水	加算額	1立方メートル	8 立方メートルを超え15立方メートルまで	104円
	につき		の分	
			15立方メートルを超え20立方メートルまで	109円
			の分	
			20立方メートルを超え25立方メートルまで	132円
			の分	
			25立方メートルを超え30立方メートルまで	150円
			の分	
			30立方メートルを超え40立方メートルまで	154円
			の分	
			40立方メートルを超え50立方メートルまで	185円
			の分	
			50立方メートルを超え100立方メートルま	203円
			での分	
			100立方メートルを超え500立方メートル	2 2 9円
			までの分	
			500立方メートルを超え5,000立方メート	266円
			ルまでの分	

5,000立方メートルを超え10,000立方メー	281円
トルまでの分	
10,000立方メートルを超える分	3 4 3円

」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第11条第3項第2号の改正 規定は、同年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の逗子市下水道条例第11条第3項第2号の規定は、令和4年1月4日の使用 料から適用し、同月3日までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の逗子市下水道条例別表の規定は、令和4年7月1日の使用料から適用し、 同年6月30日までの使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

下水道事業会計の赤字の解消を図るために使用料を改定し、及び地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)の施行に伴い、改正の要あるため提案する。